

※市町村の認可・確認を受けた施設が対象です。



ご存知ですか？

平成27年度より 事業所内に設置している 保育施設にも 給付が始まります※



1 事業所内保育施設とは

企業が主に社員の子どもを対象として事業所内や近隣地等に設置する保育施設のことです。事業所内保育施設を設置することは、企業と社員の双方にメリットがあります。

離職率の低下につながります

事業所内保育施設を設置することは、女性社員の退職理由の中で多い「出産・育児のための退職」を低減させることにつながります。せっかく育てた貴重な人材の流出を防ぐだけでなく、社員の満足度も高まり安定的な雇用につながります。

優秀な人材の獲得につながります

子育てと仕事を両立しながら、長く働き続けたいと考える社員の多くが、子育て支援制度の充実した企業で働くことを望んでいます。事業所内保育施設があることは、社員募集時の大きなPRポイントとなります。施設の設置により、入社希望者が増加し、優秀な人材を集めやすくなります。

安心して働き続けることができます

出産後や育児休暇後に、地元の保育所に入れず職場復帰を見送る、預かり先を探す、といった手間や不安感もなく、スムーズに職場へ復帰することができます。また、事業所内に保育施設があることで、これから出産、子育てを迎える社員も大きな安心感を持つことができます。

社長

社員

社会貢献、地域貢献につながります

事業所内保育施設の設置は、企業として働く子育て世代を支援しているというメッセージを社会に発信することにつながります。また、待機児童解消に寄与することは、地域における子育て環境の改善、向上に資する取り組みでもあり、企業の社会や地域への貢献にもつながります。

出社前、退社後の時間が有効に使えます

子どもと一緒に出社、退社できるので時間を有効に使えます。特に、時間がない夕方はすぐに買い物を済ませて夕食の準備に取りかかることができるので、家族と一緒に過ごせる時間を増やすことができます。

仕事に注力することができます

事業所の勤務形態（シフト）に合わせて運営しているので、夜間のシフト勤務、残業、休日出勤など、通常の保育所ではカバーできないところまで対応できます。子どものお迎えや延長保育を気にすることなく、子どもを預けて仕事ができるため、仕事に注力することができます。

2 事業所内保育施設の設置・運営方法

●設置方法

自社単独設置型

自社内の社員を対象に
1社で単独に設置する
事業所内保育施設

- ・自社の意向に合わせた柔軟な保育が行いやすい。

共同設置型

系列のグループ会社、
同業の数社、近隣の数
社などいくつかの企業
で協力して設置する事
業所内保育施設

- ・従業員数の少ない事業所でも取り組みやすい。

●運営方法

直接運営方式

・直接運営方式とは

保育士を自社もしくは共同設置企業で直接雇用し、施設管理を含めた全ての運営を直接行う運営方法。

委託運営方式

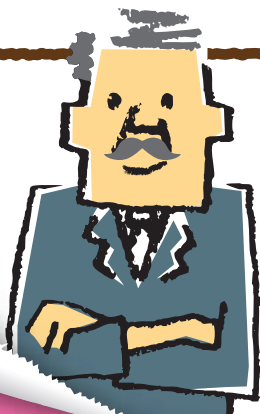
・委託運営方式とは

専門業者に運営を委託することで、保育士の雇用や施設管理、事業所内保育に係る事務作業を軽減することができる運営方法。



Point!

設置方法と運営方法を組み合わせることで
自社に合った事業所内保育施設の設置・運営が
可能になるんだね。



3

平成27年度から子ども・子育て支援新制度により 事業所内保育施設への給付が始まります

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも
保育を提供することで、地域の待機児童減少など地域貢献につながります。

現状

平成 26 年度まで

認可保育所

認可外保育施設

事業所内保育施設

事業所内保育施設は認可を受けられない

新制度

平成 27 年度以降

認可保育所

小規模
保育事業

家庭的
保育事業

事業所内保育施設

地域の子の
受け入れ

地域型保育事業 (市町村認可)※

認可外保育施設

地域型保育給付

労働局助成

Point!

市町村の認可・
確認を受けることで
地域型保育給付が
受けられます。

※地域型保育事業は主に0歳～2歳までの子どもを預かる事業で
様々な場所で展開されることが想定されています

認可の基準って
どうなっているの？

4

事業所内保育施設が市町村の認可を受けるための 主な基準は次の通りです

※基準は条例により定めるため市町村により異なる場合があります。

1 地域枠の設定

事業所の子ども以外に地域の
保育が必要な子どもを一定割
合以上受け入れること

定員区分		地域枠の定員
1名~10名	1名~5名	1名
	6名・7名	2名
	8名~10名	3名
11名~20名	11名~15名	4名
	16名~20名	5名
21名~30名	21名~25名	6名
	26名~30名	7名
31名~40名		10名
41名~50名		12名
51名~60名		15名
61名~70名		20名
71名~		20名

Point!
地域の子どもを
受け入れることが
安定的に運営すること
につながります。

2 保育従事者

小規模型事業所内保育事業 (定員 19 人以下の施設)		保育所型事業所内保育事業 (定員 20 人以上の施設)	
0 歳 児	3 : 1	0 歳 児	3 : 1
1, 2 歳 児	6 : 1	1, 2 歳 児	6 : 1
3 歳 児	20 : 1	3 歳 児	20 : 1
4 歳児以上	30 : 1	4 歳児以上	30 : 1
※上記以外に+1名を配置 ※保育従事者の 1/2 以上は保育士資格が必要 ※保育士以外の保育従事者は市町村等の実施する研修受講が必要		※保育従事者は保育士資格が必要 (10/10)	

※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてみなす

3 保育室、屋外遊戯場

小規模型事業所内保育事業 (定員 19 人以下の施設)			保育所型事業所内保育事業 (定員 20 人以上の施設)		
0, 1 歳児	乳児室又はほふく室	1人 3.3 m ²	0, 1 歳児	乳児室 ほふくする前の子ども	1人 1.65 m ²
				ほふく室 ほふく後満2歳になるまでの子ども	1人 3.3 m ²
2 歳児以上	保育室	1人 1.98 m ²	2 歳児以上	保育室又は遊戯室	1人 1.98 m ²
屋外遊戯場 付近の代替地 (近隣公園等) 可	2 歳児 以上	1人 3.3 m ²	屋外遊戯場 付近の代替地 (近隣公園等) 可	2 歳児 以上	1人 3.3 m ²

※屋外遊戯場の「付近の代替地」とは、2歳児以上一人 3.3 m²以上の面積を有する公園、広場、寺社境内等で、施設からの距離は日常的に幼児が使用できる程度であれば可。また、当該場所に対して所有権や賃借権等を有する必要はなく、所有者が地方公共団体等信用力の高い団体で、安定的・継続的に使用できれば良い。

4 給食

- ・ **自園調理を基本**とする。 ※平成26年4月29日までに設置済みの施設が認可を受ける場合は、平成31年度末までの間、経過措置あり。
- ・ 調理業務の委託（園の調理室等を利用して外部業者が調理）は可能。
- ・ **連携施設**（詳細は ⑤ **連携施設の設定参照**）や **同一・関連法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの外部搬入**は可能。

設備の取扱い

小規模型事業所内保育事業 (定員 19 人以下の施設)	保育所型事業所内保育事業 (定員 20 人以上の施設)
「調理設備」の設置が必要	「調理室」の設置が必要

※「調理室」「調理設備」の具体的内容は、市町村が条例により定める。

- ・ 乳幼児の食事の提供が適切に行われる前提で **社員食堂の活用可**。

調理員の取扱い

調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。

（ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要）

5 連携施設の設定

「連携施設」とは・・・

小規模かつ0～2歳児を預かることが基本である地域型保育事業においては、「保育内容の支援」や「卒園後の受け皿」となる連携施設の設定が求められる。連携施設としては、「**保育所（認可、公立）**」「**幼稚園**」「**認定こども園**」がある。

連携内容

- ① 集団保育の体験、事業者に対する相談、助言等の支援
- ② 代替保育の提供（事業所内保育事業者の職員の病気や休暇等）
- ③ 卒園後の受け皿

小規模型事業所内保育事業
(定員 19 人以下の施設)

連携施設を設定する必要がある。

保育所型事業所内保育事業
(定員 20 人以上の施設)

連携施設の設定は必要だが、上記①②についての連携は要しない。

6 その他

保育室を2階以上に設置する場合、避難階段や耐火構造の建物であることが必要になる。

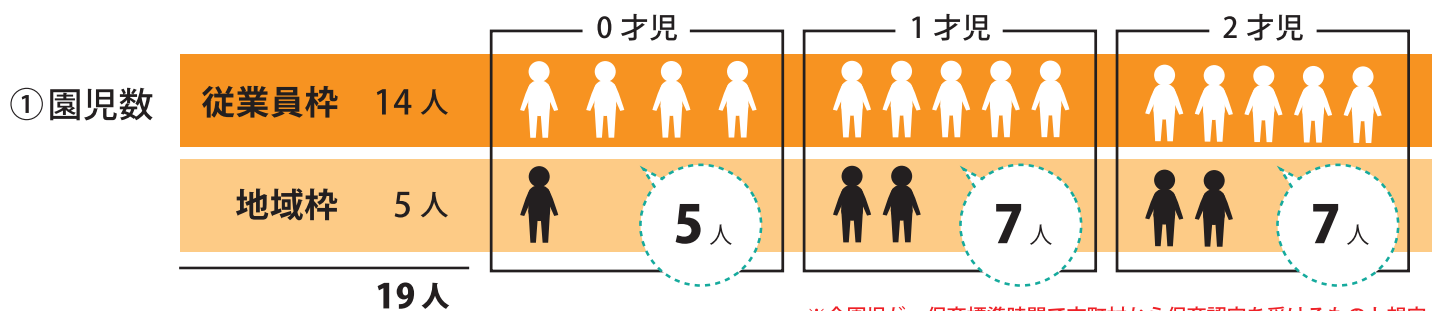
でも費用が心配だねえ。

5 地域型保育給付の例

以下の条件の事業所内保育施設を例に、給付額を試算しました。

試算例 国の試算ソフト（平成26年6月18日時点版）で試算

小規模型事業所内保育事業所（定員19人）



②保育従事者は全て有資格者（職員の平均経験年数は4年未満）

③その他の主な試算条件

専任の管理者の配置	給食	連携施設	休日保育 夜間保育の実施
○ あり	○ 自園調理	○ あり	— なし

※休日、夜間保育を実施する場合は別途加算があります。

年間の給付額は **31,672,080 円**

※保育料と利用者の
居住市町村から給付
される金額の合計額

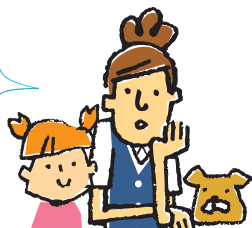
給付額を
試算して
みましょう！

文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室ホームページ

<http://www.youho.go.jp/shisansoft.html>

園児数や諸条件が変わったときの給付額が試算できます。

Q&A



Q. 給付の対象になるのは地域枠の子どもだけですか？

A. 従業員の子どものも市町村の保育認定を受けることで給付の対象になります。給付額は地域枠の子どもの84%程度です。

Q. 3歳以上の子どもは、給付の対象にならないのですか？

A. 3歳以上の子どもも、市町村が特例給付として認めれば給付の対象になります。

Q. 保育料はどうなりますか？

A. 保育料は、認可保育所に通う子どもと同じように、所得に応じて市町村が認定した金額になります。

Q. 従業員の中には、これまでよりも保育料が高くなる人がいますが、企業が軽減措置をすることはできますか？

A. 市町村が認定した金額以下になるのであれば、企業が従業員の保育料を軽減することは可能です。

Q. 共同利用型で運営を業者に委託する事業所内保育事業も給付の対象になりますか？

A. ご質問の形態でも市町村の認可・確認を受けることで給付の対象になります。